

3445号 2020年02月17日

解説

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 川端 稔

IFRSをめぐる動向 第121回 「IFRS第17号の修正」についての動向(1)

(20頁)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）の月次会議等における討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。本稿では、IASBにおけるIFRS第17号「保険契約」（以下「IFRS第17号」とする）に関する最近の検討状況として、2019年10月から開催されたIASB会議における議論の概要を取り上げます。

IASBは、2019年10月から、IFRS第17号の修正について議論を再開しました。今回は、10月、11月および12月のIASBにおける審議の内容について説明します。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを予めお断りしておきます。

2. 背景

2019年6月26日、IASBは、公開草案「IFRS第17号の修正」（以下「公開草案」とする）を公表しました。この公開草案は、利害関係者から提起された懸念事項や課題の一部についての対応であり、IASBは、適用コストの削減およびIFRS第17号の適用結果を財務諸表利用者に説明する際の複雑性の軽減により、IFRS第17号を適用する企業を支援するため、IFRS第17号に対する修正を提案しました。

公開草案に対するコメント募集期間は、90日間であり、2019年9月25日に終了しました。この間、IASBボードメンバーやIASBスタッフは、公開草案における修正案を説明するため、さまざまなラウンド・テーブル会議やディスカッション・フォーラムで利害関係者との会合を持ち、利害関係者からのフィードバックを入手しました。

3. 2019年10月のIASB会議で議論された内容

2019年10月、IASBは、公開草案に対するコメント募集期間中に行われたアウトリーチにおいて収集されたフィードバックを検討しました。なお、10月のIASB会議では、技術的な決定は行われませんでした。

全体として、利害関係者は、提起された論点および提案された救済措置について、IASB に対する支持を表明しました。しかし、一部の利害関係者は、いくつかの修正案の範囲が狭すぎると考えているようでした。欧州では、一部の利害関係者が、IASB が基準を作成する際に検討はしたが公開草案では修正を提案しなかった領域について、懸念を表明するコメントを提出しました。

利害関係者の多くは、発効日を 2022 年 1 月 1 日とする 1 年間の発効日延期の提案に反対しませんでした。しかし、一部の利害関係者からは、IFRS 第 17 号の発効日を 2 年遅らせて、適用までの時間をより長く企業に与える提案がありました。これに対し、他の保険会社は、さらなる延期によるコスト増加についての懸念を表明しました。数名の IASB ボードメンバーは、発効日のさらなる延期に関して、財務諸表利用者から受け取ったフィードバックの重要性を強調しました。多くの財務諸表利用者は、IFRS 第 17 号は、保険会社への投資を増やすために必要であり、保険会社に投資できない機会費用は、保険会社が基準を適用するための追加的な費用を上回ると考えているようでした。

一部の利害関係者は、変動手数料アプローチに適切な契約を個々の契約レベルで評価すべきであると明記した B107 項の文言の修正について、IFRS 第 17 号の要求事項の大きな変更であると考えました。IASB スタッフは、B101 項と B107 項との間で文言を首尾一貫させるための変更であったと説明しましたが、フィードバックでは、企業は個々の契約レベルではなく、保険契約グループ・レベルで適格性を評価していると示唆されていました。

IASB が公開草案で修正を提案しなかった領域の 1 つに、B137 項に定められている期中財務諸表に関する取扱いがあります。これは、企業が IFRS 第 17 号を適用する際に、過去の期中財務諸表で行った会計上の見積りをその後の財務諸表において変更してはならないという要求事項です。IASB スタッフは、複数の法域にまたがる多くの利害関係者が、B137 項の適用の影響について懸念を示したと述べました。

4. 2019 年 11 月の IASB 会議で議論された内容

2019 年 11 月、IASB は、122 件のコメント・レターの概要および公開草案に対する全体的なフィードバックを検討しました。また、IASB は、コメント提出者がコメント・レターに含めた新たな懸念事項や適用上の論点についても検討しました。

IASB は、これらの懸念事項や適用上の論点についてのさらなる分析を検討し、必要な場合には、今後の IASB 会議でこれらに対処するためにどのような対応が必要であるかを決定する予定です。また、11 月の IASB 会議では、技術的な決定は行われませんでした。

全体として、利害関係者は、提起された問題の検討および提案された救済措置について IASB への支持を表明しました。しかし、大多数の利害関係者が提案の方向性に対する支持を表明した一方で、一部の利害関係者は、いくつかの修正案の範囲が狭すぎると考えていました。一部の利害関係者は、IASB が公開草案を作成した際に修正を提案しないと決定したトピックについて、再検討を求めました。さらに、フィードバックの検討により、少数の新たな懸念事項および適用上の論点が識別されました。

IASB は、今後検討すべきトピックに関する迅速な決定により、IFRS 第 17 号に対する追加の修正の可能性に関する不確実性が低減され、すでに進行中の適用プロセスにおける混乱を限定できると考えています。したがって、IASB は、公開草案に示されたスケジュールに沿って、2020 年半ばまでに IFRS 第 17 号の修正を最終化する計画を決定しました。

図表 1 は、IASB の暫定的な決定の要約であり、その概要は、以下のとおりです。

- ・ 6 つのトピックについて、アウトリーチやコメント・レターにおける大きな支持を踏まえ、将来の IASB 会議において確認する。これらのトピックについて、IASB は、実質的な再審議をせずに提案内容を確認する予定です（図表 1 「提案の確認」の列における①から⑥の項目を参照）。

- ・ 13 のトピックについて、コメント提出者からのフィードバックに対してさらなる検討を実施する（図表 1 「さらなる検討」の列における (a) から (m) の項目を参照）。IASB は、これらのトピックについて、さらなる分析を必要とするポイントの明確化が有用であると述べています。また、IASB は、公開草案の提案内容を修正する必要があるかどうかについて、この会議では結論を出していないと述べています。

- ・ 14 のトピックについて、これ以上の検討は行わない（図表 1 「今後検討しない」の列における (1) から (14) の項目を参照）。これは、IASB が修正を提案しなかった対応への支持があったため、あるいは、IASB が公開草案を作成した際にコメント提出者から提起された懸念や提案を検討したときの内容と比べて、新たな指摘がなかったとの認識に基づく対応と説明されています。

IASB は、図表 1 の「さらなる検討」の列にある 13 のトピックの再審議を、2019 年 12 月から 2020 年 2 月までの間に完了する計画を確認しました。IASB は、このスケジュールにより、必要に応じてトピックに関するフィードバックを検討し、2020 年半ばにその結果としての修正を最終化するための十分な時間を確保できるとの見通しを述べました。IASB は、アウトリーチおよびコメント・レターからのフィードバックを検討する際に、IFRS 第 17 号の修正案を決定したときに IASB が設定した要件を引き続き適用する方針を確認しま

した。したがって、IASBは、IFRS第17号へのいかなる修正も、以下の結果をもたらさないよう求めています。

- ・基準の基本原則を変更し、結果として、修正前のIFRS第17号を適用した場合と比較して、財務諸表利用者にとって有用な情報が著しく失われる。

- ・進行中の導入プロセスを過度に混乱させる。

- ・IFRS第17号の発効日をさらに遅延させる。

【図表1】論点についての一覧表

AP (注 1)	Ref.	トピック	提案 の 確 認	さらな る検討	今後検 討しな い
2B	1	質問1 (a) クレジット・カードについての範囲からの除外		(a)	
2B	2	質問1 (b) 融資についての範囲からの除外	①		
2B	3	質問2 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収		(b)	
2B	4	質問3 (a) 投資サービスに帰属する契約上のサービス・マージン（直接連動有配当保険契約以外の保険契約についてのカバー単位）（注2）		(c)	
2B	5	質問3 (b) 投資サービスに帰属する契約上のサービス・マージン（直接連動有配当保険契約についてのカバー単位）	②		

2B	6	質問3 (c) 投資サービスに帰属する契約上のサービス・マージン (開示) (注2)		(c)	
2B	7	質問4 保有している再保険契約による損失の回収		(d)	
2B	8	質問5 財政状態計算書における表示 (注3)	③		(1)
2B	9	質問6 リスク軽減オプションの適用可能性 (注4)	④	(e)	(2)
2B	10	質問7 (a) IFRS 第17号の発効日 (注5)		(f)	(3)
2B	11	質問7 (b) IFRS 第4号「保険契約」におけるIFRS 第9号「金融商品」の一時的免除		(g)	
2B	12	質問8 (a) 企業結合についての経過的な救済措置	⑤		
2B	13	質問8 (b) - (c) リスク軽減オプションについての経過的な救済措置 (注6)	⑥	(h)	
2B	14	質問9-軽微な修正		(i)	
2B	15	質問10用語法 (注2)		(c)	
2C	1	集約レベル (注7)		(j)	(4)
2C	2	保有している再保険契約の境界内にあるキャッシュ・フロー			(5)

2C	3	割引率および非金融リスクに係るリスク調整の決定における主観性			(6)
2C	4	企業の連結グループにおける非金融リスクに係るリスク調整			(7)
2C	5	契約上のサービス・マージンの調整を決定するために使用する割引率			(8)
2C	6	保険金融収益または費用についてのその他の包括利益オプション			(9)
2C	7	決済期間において企業結合により取得した契約の分類		(k)	
2C	8	企業結合により取得した契約の企業結合日における分類			(10)
2C	9	保有している再保険契約および発行した再保険契約についての変動手数料アプローチの適用可能性			(11)
2C	10	期中財務諸表 (IFRS 第 17 号 B137 項の要求事項)		(1)	
2C	11	保険契約を発行する相互会社			(12)
2C	12	経過措置—修正遡及アプローチにおける全般的な選択制および柔軟性			(13)
2C	13	経過措置—完全遡及アプローチにおける救済措置			(14)
2C	14	追加の具体的な経過的な修正および救済措置		(m)	

注 1 AP は 2019 年 11 月開催の IASB のアジェンダ・ペーパーを意味します。

注2 IASBは、提案されたカバー単位の識別およびそれに関連した「保険契約サービス」の定義についての審議の一環として、用語法の変更に関するコメントを検討する予定です。

注3 未収保険料および未払保険金に関するコメントについては、今後の検討は行いません。

注4 IASBは、「保有している再保険契約についてのリスク軽減オプションの適用可能性」については、今後の会議において提案を確認します。また、「純損益を通じて公正価値で測定する非デリバティブ金融商品のリスク軽減オプションの適用可能性」についてはさらなる検討を行いますが、「直接連動有配当性を伴わない保険契約についてのリスク軽減オプションの適用可能性」および「保有している再保険契約についての変動手数料アプローチの適用」については、今後の検討を行いません。

注5 IASBは、IFRS第17号の発効日の延期については、さらなる検討を行います。しかし、企業がIFRS第17号の初度適用日において比較情報を必要としないとする提案については、今後の検討を行いません。

注6 IASBは、「リスク軽減オプションの遡及適用の禁止」および「コメント・レターにおいて提案された移行における特定のさらなる修正や救済措置」については、さらなる検討を行います。しかし、「修正遡及アプローチにおける一般的なオプション性および柔軟性」および「完全遡及アプローチにおける救済措置」については、今後の会議において提案を確認します。

注7 IASBは、リスクを保険契約者の世代間で共有する保険契約に関する年次コホートについて、さらなる検討を行います。しかし、リスクを保険契約者の世代間で共有する保険契約以外の保険契約に関する集約レベルについては、今後の検討を行いません。

5. 2019年12月のIASB会議で議論された内容

2019年12月、IASBは、2019年11月のIASB会議で合意されたように、6つの修正について、実質的な再審議をせずに最終化すると暫定的に決定しました。また、IASBは、以下の提案についても議論を行いました。

- ・保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収（図表1，2B-3）
- ・保有している再保険契約による損失の回収（図表1，2B-7）

(1) 実質的な審議を行わずに最終化された修正

IASB は、11月の会議にて示されたとおり、公開草案で示された以下の修正について、実質的な再審議を行わずに、公開草案における提案を確認するという暫定的な決定を行いました。

- 1 融資についての範囲からの除外（図表 1， 2B-2）
- 2 直接連動有配当保険契約についてのカバー単位（図表 1， 2B-5）
- 3 保険契約グループ・レベルではなく、ポートフォリオ・レベルによる保険契約資産および負債の表示（図表 1， 2B-8）
- 4 保有している再保険契約についてのリスク軽減オプションの適用可能性（図表 1， 2B-9）
- 5 IFRS 第 17 号に移行前の企業結合において取得した保険契約に関する救済措置として、保険契約が取得される以前に発生した保険金の支払いに係る負債を、発生保険金に係る負債に分類する取扱い（図表 1， 2B-12）
- 6 移行日からの適用および公正価値アプローチを適用するオプションに関連したリスク軽減オプションについての経過的な救済処置（図表 1， 2B-13）

(2) 保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収

IASB は、公開草案に示されているとおり、保険獲得キャッシュ・フローの予想される回収に関連する、IFRS 第 17 号に対する以下の修正案を確認するという暫定的な決定を行いました。

- 1 保険契約グループに直接帰属する保険獲得キャッシュ・フローを、規則的かつ合理的な方法を適用して、そのグループおよびその保険契約グループの中の契約の更新から生じると見込まれる契約を含むグループへの配分を企業に要求する要求事項案を最終化する。
- 2 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の会計処理単位は、それらのキャッシュ・フローが配分された保険契約グループである旨を確認する。
- 3 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産について、事実または状況により減損が生じている可能性が示されている場合、企業がその回収可能性を評価する要求事項案を最終化する。
- 4 公開草案における以下の開示の要求事項案を最終化する。

- a. 減損損失の認識および減損損失の戻入れの区分した開示を含む、保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の期首残高から期末残高への調整表
- b. 企業が保険獲得キャッシュ・フローに係る資産の認識の中止を行い、当該キャッシュ・フローをそれらが配分される保険契約グループの測定に含めると予想している時期に関する定量的情報

5 保険獲得キャッシュ・フローに関する資産を、発行された保険契約に関連したポートフォリオの帳簿価額に含めて表示するという IFRS 第 17 号の要件を、変更せずに維持する。

さらに、IASB は、保険契約グループに直接帰属する保険獲得キャッシュ・フローの配分に関する要求事項案について、下記の取扱いの明確化を行うという暫定的な決定を行いました。

1 保険契約グループに配分した保険獲得キャッシュ・フローの金額は、当該グループを認識した後は改訂できない。

2 まだ認識していない保険契約グループに配分した保険獲得キャッシュ・フローの金額は、基礎となる仮定が変更された場合、各報告日において改訂すべきである。

IASB は、合理的な配分には更新の予想が考慮されると見込まれるため、規則的かつ合理的な配分の方法に関して、さらなるガイダンスを作成すべきかどうか議論しました。しかし、IASB は、IFRS 第 17 号およびその他の IFRS 基準における「規則的かつ合理的な配分」の意味に意図せざる結果をもたらす可能性があるため、ガイダンスの作成に懸念を示しました。

また、IASB は、アジェンダ・ペーパー 2 B の付録 A において、公開草案で提案されている 2 つの減損テストの適用例を示しました。一部の利害関係者は、公開草案の提案が「保険契約のグループ・レベルの減損テスト」と「契約の更新から生じると見込まれる契約に配分された保険獲得キャッシュ・フローに固有の追加的な減損テスト」の 2 ステップの減損テストを提案していると理解し、テストが煩雑になるとの懸念を表明しました。このコメントに対して、保険契約のグループ・レベルの減損テスト」と「契約の更新から生じると見込まれる契約に配分された保険獲得キャッシュ・フローに固有の追加的な減損テスト」の関係についての考え方が付録 A において例示されました。

(3) 保有している再保険契約による損失の回収

IASB は、不利な元受契約の認識日において保有再保険契約からの損失の回収を認識する会計処理の提案について、以下のとおり修正する暫定的な決定を行いました。

1 企業が、基礎となる不利な保険契約グループの当初認識時、または、その保険契約グループへの不利な契約の追加時に損失を認識した場合に、保有している再保険契約グループの契約上のサービス・マージンを修正し、その結果として、利益を認識するという提案をすべての再保険契約に拡張する。

2 修正案の範囲の拡張の結果として、収益の計算の提案を修正し、基礎となる保険契約に係る保険金のうち保有している再保険契約から回収すると企業が見込んでいる比率に基づいて、保有している再保険契約から回収される損失の金額を算定するよう要求する。

3 IFRS 第 17 号の修正は、保有している再保険契約が、基礎となる保険契約における損失が認識される前、または同時に認識される場合にのみ適用される旨を確認する。

IASB ボードメンバーは、今回の決定により、要求事項案を適用する範囲が、公開草案においては狭く定義されていた契約から、すべての保有している再保険契約に拡張されると認めました。しかし、保有している再保険契約は、基礎となる保険契約において損失が認識される前、または同じ時点で認識されなければならないという要件があるため、修正後も、引き続き制約は存在する結果となっています。

IASB ボードメンバーは、実務的には、この論点について全く対応しないか、あるいはすべての再保険契約について対応するかの選択であったと述べました。

IASB は、アジェンダ・ペーパー 2 C の付録 A において、3 つの計算例を示しています。これら 3 つの計算例は、いずれも元受契約から生じる損失を保有している再保険契約でカバーしている例です。しかし、例 3 については、保有している再保険契約からも損失が生じる例が記載されています（図表 2 参照）。

【図表 2】 保有している再保険契約による元受契約の損失回収例 3 について

	元受契約	保有している再保険契約	合計
保険料	(100)	65	(35)
保険金	150	(60)	90

損失	50	5	55
----	----	---	----

(注)

- ・企業は、元受契約から生じる損失のうち40%を再保険でカバーできると考えています。
- ・表の中の金額は、借方（貸方）で表記しています。

	IFRS第17号			新たな提案		
	当初測定 (1)	事後測定 (2)	合計 (3)= (1)+(2)	当初測定 (4)	事後測定 (5)	合計 (6)= (4)+(5)
保険収益	-	(100)	(100)		(100)	(100)
保険サービス費用	50	100	150	50	100	150
保険契約損益	50	-	50	50	-	50
再保険料	-	65	65		65	65
再保険契約による回収	-	(60)	(65)	(20)	(40)	(65)
再保険契約損益	-	5	5	(20)	25	5
損失	50	5	55	30	25	55

(注)

- ・今回の新たな提案によれば、保有している再保険契約から合計5の損失が生じるにもかかわらず、当初測定において、元受契約の損失50の40%となる20について、保有している再保険契約で回収できるかのように利益計上が行われます。
- ・事後測定においては、既に計上した回収額を控除した40(=60-20)を回収として計上します。
- ・表の中の金額は、借方（貸方）で表記しています。

この点について、一部のIASBボードメンバーは、この暫定的な決定に躊躇していました。あるIASBボードメンバーは、将来におけるコストの繰り延べを伴う利益の計上は、会計実務者にとっては奇妙な取扱いであるとのコメントを述べました。

さらに、IASBは、以下についても、暫定的な決定を行いました。

- 1 適用プロセスの混乱を避けるために、比例的な保険契約の定義に関して提案されていた、BC304項に対する脚注の追加は行わない。

2 基礎となる保険契約の保険契約グループが不利になった場合の保有している再保険契約グループの事後測定について、基礎となる保険契約が保険料配分アプローチを適用して測定される場合にも適用される旨を明確にする。

IASB は、一部の利害関係者が、IFRS 第 17 号の結論の根拠の BC304 項における比例的な保険契約の説明について、IASB が意図した取扱いとは異なった解釈をしていると認識しました。このため、脚注の追加提案を削除しました。この脚注は、保有している再保険契約に係る修正案の範囲の修正に関する 12 月の IASB の暫定的な決定を前提とすると、もはや不要と考えられます。

6. 次のステップ

IASB は、2020 年第 1 四半期において残りのトピックを検討する予定です。IASB は、再審議の最終段階において、IFRS 第 17 号の発効日および IFRS 第 4 号における IFRS 第 9 号の一時的免除の延長の提案について検討する予定です。また、公開草案に記載されており、2020 年半ばに IFRS 第 17 号の修正の最終版の発行が目標とされています。